

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の目指す姿

少子超高齢社会を迎え、家庭のあり方や個人の価値観の多様化など、社会経済情勢が大きく変化している中、性別にとらわれず、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できる社会の実現が求められています。誰もがお互いにその人権を尊重し、責任を分かちあい、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる社会を目指します。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、すべての人の生活を脅かすと同時に、配偶者やパートナー等からの暴力の増加・深刻化や女性の雇用・労働への影響を与え、男女共同参画の重要性を改めて認識させることになりました。あらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが重要であるとともに、大規模災害の発生や感染症の流行のような非常時においても、ジェンダーやセクシュアリティに起因する様々な困難が深刻化しないような配慮がより一層必要です。

そのため、これまでの歩みを尊重し、『性別にかかわらず、誰もが生き生きと暮らすことができるまち掛川』を目指す姿として、一人ひとりが多様な生き方を実現できる社会の実現を目指します。

**性別にかかわらず、
誰もが生き生きと暮らすことができるまち掛川**

2 基本目標

(1) 誰もがあらゆる場で参画できる社会づくり

いまだ固定的役割分担の意識が残っている場面が多く見られます。時代と共に変わりつつありますが、男女共同参画社会の推進、すべての人の人権の尊重のために、市民一人ひとりの意識をより高め、定着させていく必要があります。

市民の誰もが男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通してわかりやすく広報・啓発活動を行っていきます。学校や家庭、地域、働く場などのあらゆる場において男女共同参画について考えることができる機会の充実を図ります。

また、男女が共に自らの選択においてその能力を十分に発揮し、責任を分かち合うことができるよう、意識改革や人材育成など、女性自身のエンパワーメントを図るとともに、ポジティブ・アクションの実行等、男女が共に職場や地域に参画できる基盤づくりに取り組みます。

さらに、政策・方針決定過程の場に多様な視点や意見を反映することができるよう、審議会・委員会等の委員への女性の参画を促進します。

(2) 誰もが働きやすく活躍できる環境づくり

男女共同参画社会の実現のためには、様々な分野において多様な価値観と発想を取り入れることが必要です。特に、労働の分野においては、男女のともに働きやすい環境の実現が求められます。

法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等の充実により、誰もが働きやすい環境整備を進めるとともに、自分の望むライフコースを選ぶことができる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現が図れるよう、働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等を図ります。

(3) 人権が尊重され誰もが安心して暮らせるまちづくり

市民の一人ひとりが「あらゆる暴力は重大な人権侵害である」との認識をもち、あらゆる暴力の根絶を目指すとともに、被害者が安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制を整備するとともに、子どもの頃からデートDVの被害者にも加害者にもならないよう教育及び周知・啓発に努め、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するためには、生涯を通して健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。そのため、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きることが、男女共同参画社会の形成の前提となることから、「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する意識の浸透や、人生100年時代の健康に向けた取り組みを推進するとともに、ライフステージに応じた健康の保持増進に取り組みます。

さらに、高齢者や障がいのある人、性的マイノリティ、ひとり親家庭、外国人等、様々な困難を抱える人が、それぞれの能力を発揮し、安心して暮らすことができる環境を整備します。

(4) 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の充実

男女共同参画社会を推進するため、掛川市役所が1事業所として模範となるよう、職員に対する男女共同参画の取組を推進します。

また、男女共同参画をさらに進めるため、地域、企業、関係機関と連携し、市民への啓発・情報提供の充実を図り、性別にかかわらず、誰もが生き生きと暮らすことができるまちを目指します。

3 体系図

[目指す姿]

[基本目標]

[基本的施策]

性別にかかわらず、誰もが生き生きと暮らすことができるまち掛川

1 誰もがあらゆる
場で参画できる
社会づくり

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(2) 働く場における女性活躍社会の促進

(3) 教育の場における男女共同参画意識の啓発

(4) 地域活動の場における男女共同参画の推進

(5) 地域防災活動の場における男女共同参画の推進

2 誰もが働きやす
く活躍できる
環境づくり

(6) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バラ
ンス）実現のための職場環境づくり

(7) 職場におけるハラスメント防止に向けた取
り組みの実施

(8) 安心して子育てできる環境づくり

(9) 仕事と介護の両立に向けた支援

(10) 男性の家庭、地域への参画促進

3 人権が尊重され
誰もが安心して
暮らせるまちづ
くり

(11) 人権の尊重と多様な性のあり方に関する理
解の促進

(12) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(13) 困難を抱えている人々への支援体制

(14) 生涯にわたる健康支援

(15) 国際協調に基づく男女共同参画の推進

4 男女共同参画
社会の実現に
向けた推進体制
の充実

(16) 市職員の男女共同参画の促進

(17) 男女共同参画社会の啓発活動の推進

[具体的施策の方向]

- ① あらゆる場面における制度や慣行の見直し
- ② 市政・審議会への女性参画の推進

- ① 女性の社会的活躍を目指した意識向上・能力発揮のための支援
- ② 農業及び自営業などにおける女性の活躍促進
- ③ 女性人材の育成と人材の情報提供
- ④ 女性の多様な働き方の実現

女性活躍
推進計画

- ① 幼少期からの男女共同参画の推進
- ② 生涯にわたる男女共同参画の推進

- ① 地域社会での男女共同参画意識の醸成と地域活動の変革

- ① 男女共同参画の視点をもった防災等の推進

- ① 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- ② 仕事と生活の両立のための制度・環境の整備

女性活躍
推進計画

- ① 職場におけるハラスメント防止対策の推進

女性活躍
推進計画

- ① 育児休業制度を利用しやすい環境整備
- ② 誰もが子育てしやすい環境整備

女性活躍
推進計画

- ① 介護休業制度等を利用しやすい環境整備
- ② 在宅介護を担う男女に対する支援の充実

- ① 家事、育児、子育て、介護等における男性の主体的参画の促進

女性活躍
推進計画

- ① 男女の人権に関する啓発活動の推進
- ② LGBTQ への理解の促進

- ① DV の根絶に向けた啓発と防止対策の推進
- ② 性犯罪・性暴力の根絶に向けた啓発と防止対策の推進
- ③ セクシュアルハラスメントの根絶に向けた啓発と防止対策の推進
- ④ 相談から自立までの支援を支える体制の強化

DV防止
基本計画

- ① ひとり親家庭の自立支援体制の充実
- ② さまざまな困難を抱えている人々への支援体制の充実

- ① 男女の生涯にわたる健康支援
- ② 「性と生殖に関する健康と権利」についての意識の啓発

- ① 在住外国人の地域参画支援と相談体制の充実
- ② 多様な文化や価値観に理解を深めるための国際理解の促進

- ① 市役所における女性活躍の推進
- ② 市職員のワーク・ライフ・バランスの実現

- ① 男女共同参画に関する情報の提供
- ② 男女共同参画に関する調査・研究と推進
- ③ 地域・企業・教育機関等の連携